

相模原市監査委員公表第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、緑区役所の定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年12月3日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査の期日

平成27年12月2日

2 監査の対象及び方法

この監査は、緑区役所において、平成27年度(平成27年9月末日まで)、ただし、必要に応じて平成26年度以前に執行した次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。

(1) 区政策課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

(2) 地域振興課

ア 各事業の委託料の支出に関する事務

イ 各事業の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

(3) 区民課

ア 証明閲覧謄本手数料等の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(4) 大沢まちづくりセンター

ア 市税、使用料及び手数料等の徴収に関する事務

(5) 城山まちづくりセンター

ア 証明閲覧謄本手数料等の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(6) 津久井まちづくりセンター

ア 証明閲覧謄本手数料等の徴収に関する事務

イ 土地貸付収入に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

(7) 相模湖まちづくりセンター

ア 証明閲覧謄本手数料等の徴収に関する事務

イ 各事業の委託料の支出に関する事務

(8) 藤野まちづくりセンター

ア 証明閲覧謄本手数料等の徴収に関する事務

イ 土地貸付収入に関する事務

ウ 各事業の委託料の支出に関する事務

3 監査の結果

(1) 指摘事項

津久井まちづくりセンターの各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、西青山地域センター管理業務委託において、次のような不適切な事例が見られた。

ア 夜間管理業務について、仕様書では1か月当たりの業務時間数を定めているが、見積書は異なる時間数で積算されていた。また、屋外清掃業務について、仕様書で定めている1週間当たりの実施日数と、見積書で積算の根拠としている日数との整合性が確認できなかった。

イ 平成26年度の委託料の精算に当たり、精算金額の根拠とした収支決算書に記載された業務時間数が、業務報告のために提出された管理日誌からは確認することができないにもかかわらず、この収支決算書を添付した精算書に基づき、概算で支払った金額と同額で精算が行われていた。

当該委託契約については、平成24年11月に実施した前回の定期監査において、仕様書の作成、業務の履行確認の適正な実施及び前金払としていた支払方法の見直しについて口頭により注意しており、これに対し、関係法令等に基づいた履行確認と支出事務の執行に努め、委託契約事務を適正に実施する旨の報告を得ていた。

さらに、市においては、本年6月に不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、この中で監査における指導事例として契約事務についても点検が行われたところである。

しかしながら、監査の結果を真摯に受け止めることなく、また、必要な事務の点検を怠ったため、今回の定期監査においても、依然として契約事務の不適切な事例が見られたことは大変遺憾である。

これらのことは、契約事務が仕様書の作成から業務の履行確認を経て委託料の精算に至るまで、十分な確認を行わないまま執行されていることが原因であり、津久井まちづくりセンターにおいて、適切に事務を処理するという意識が

欠如しているとともに、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分であることを正に示していると言わざるを得ない。

今回このような不適切な事務処理に至った責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、契約書約款をはじめとする関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

藤野まちづくりセンターの各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、藤野総合事務所管理業務委託において、仕様書で定めた日常清掃の作業箇所等は受注者との取決めにより曜日ごとに異なるが、業務報告のため1日の作業が終了した後に提出される日常清掃業務日誌には、あらかじめ1週間の作業箇所等が全て印刷されており、当日の作業結果を記入する様式となっていないため、業務の履行は職員により確認されてはいたものの、書類上は業務実施内容が不明確であった。

契約事務の執行に当たっては、その重要性を再認識するとともに、実施した業務内容が確認できる業務報告書類を提出させるなど、履行確認の方法を見直し、適正に事務を執行するよう注意する。

(3) 緑区役所におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。